

令和7年度 講習会日程

埼玉県電気工事工業組合

No.	講習会名	コメント	実施日	参加料	場所
1	低圧電気取扱者特別教育(学科)	労働安全衛生法第59条・同規則第36条の規程により、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作を行う業務従事者に対して、事業主が行わなければならない法定の教育です。 実技教育の要領は、当日配布します。	第1回：7月15日(火)	組員 6,600円	埼玉電気会館
			第2回：11月6日(木)	一般 11,000円	
2	第二種酸素欠乏危険作業従事者特別教育	労働安全衛生法第59条・酸素欠乏等防止規則第12条により、「酸素欠乏・硫化水素危険場所」において、ケーブル・ガス管・その他、地下に敷設されるものを収容するための暗きょ・マンホール・ピットの内部、雨水・川河水・湧水・海水等が滞留したことのある、槽・マンホール・ピット・熱交換器・船倉等の内部等において、作業に従事する者に対して、事業主が行わなければならない法定の教育です。	7月22日(火)	組員 9,900円	埼玉電気会館
				一般 13,200円	
3	墜落制止用器具「フルハーネス型」使用作業特別教育	墜落による労働災害の防止を図る為、平成30年6月に労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号の安全帯「墜落による危険を防止するためのものに限る」を「墜落制止用器具」と改めた上で、労働安全衛生規則等及び安全衛生特別教育規程における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う場合、事業主が行わなければならない法定の教育です。	8月1日(金)	組員 8,250円	埼玉電気会館
				一般 9,900円	
4	巻き上げ機(ウインチ)の運転者特別教育(学科)	労働安全衛生法第59条により、巻き上げ機(ウインチ)の運転業務従事者に対して行う教育です。 電気工事で使用する、ケーブルの延線用ウインチ、高所作業車の巻き上げ機、作業車両の車軸のウインチ等の操作作業に従事する者に対して、事業主が行わなければならない法定の教育です。	8月7日(木)	組員 8,800円	埼玉電気会館
				一般 11,000円	
5	丸のこ等取り扱い作業従事者特別教育	厚生労働省通達(平成22年7月14日付け基案発0714第1号)に基づく教育で労働安全衛生法第59条の特別教育に順ずる教育として、丸のこを使用する作業従事者に対して事業主が行わなければならない教育です。 携帯丸のこは、その携帯性と使用しやすさから、建設業の様々な業種において広く使用されておりますが災害の発生は後を絶たず、軽微な災害にとどまらず、死亡災害に至るものも毎年発生している。丸のこの取り扱い作業者が、安全で正しい作業を行うための知識と技能を行い、安全確保に資することを目標にした教育です。	8月22日(金)	組員 8,800円	埼玉電気会館
				一般 16,500円	
6	振動工具作業従事者安全衛生教育	この教育は昭和58年5月20日付で厚生労働省から出された通達、基発258号により振動工具を取扱う作業(チェーンソーは除く)に従事する者に対して、事業主が行わなければならない法定の教育です。	9月29日(月)	組員 7,700円	埼玉電気会館
				一般 11,000円	
7	自由研削砥石の取替え等の業務特別教育	この教育は、労働安全衛生規則36条第1項の1号に基づく教育で、グラインダー・高速カッター・サンダー等、金属加工工具の「研削砥石の取替え及び取替え後の試運転の業務」に従事する労働者に事業主が行わなければならない法定の教育です。	10月2日(木)	組員 9,900円	埼玉電気会館
				一般 17,600円	

(参加料は税込み・テキスト・資料代は別)

- 注
- 1 実施日・参加料等は都合により変更する場合があります。
 - 2 一般の方の申込みは、講習実施日の約3週間前からの受付となります。
 - 3 車両によるご参加はご遠慮ください。
 - 4 お問い合わせは、埼玉県電気工事工業組合本部(TEL 048-663-0242)へ